

北海道産さけに係る漁獲証明書の発給に関する取扱要領

制定 水経第 658 号
平成 26 年 9 月 3 日

1. 趣旨

本要領は、「EUのIUU漁業規則に基づく漁獲証明書及び加工証明書の発給に関する取扱要領」(21水漁第2255号 平成21年12月10日。平成22年7月29日改正)に則してEU向け輸出目的の北海道産さけに係る漁獲証明書の発給について、適正な運営及び管理を図ることを目的とする。

2. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 北海道産さけ さけ・ます増殖事業により稚魚放流され、定置漁業により漁獲されたさけをいう。
- (2) 漁船 北海道産さけの採捕に使用される船舶及び当該採捕の付随行為（探索、集魚、漁獲物の保蔵又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これに準ずる行為をいう。）に使用される船舶（コンテナ船を除く。）をいう。
- (3) 積送品 一輸出者から一荷受人に同時に送られた北海道産さけ又は一輸出者から一荷受人への発送に用いられる単一の運送書類によって取り扱われる北海道産さけをいう。

3. 漁獲証明書の発給手続き

- (1) EUの加盟国に北海道産さけを輸出しようとする者（第3国を経由してEUの加盟国に間接輸出をしようとする者も含む。）は、あらかじめ、漁獲証明書の発給を受けることができる。
- (2) 3.(1)の者は、別紙1の漁獲証明書様式に必要事項の記入等を行い、(5)の発給要件に適合することを証明する(6)の各号に掲げる書類を添付した上で、別紙2の発給申請書により、4の申請方法に従って漁獲証明書の発給申請を行うものとする。
- (3) 漁獲証明書の発給申請は、輸出される積送品ごとに行うものとする。
- (4) 北海道は、申請内容を審査した上で、(5)の発給要件に適合すると認めるときは、統一された文書番号を付し、担当官の署名及び捺印をした漁獲証明書を申請者に発給するものとする。
- (5) 漁獲証明書の発給は、以下のすべてを満たす場合に行うものとする。
 - ① 申請の対象となる漁船が、漁船法（昭和25年法律第178号）に基づき登録されていること。

- ② 申請の対象となる漁船の使用者が、漁業の許可を受け又は漁業の免許に基づき漁業の許可を受け若しくは漁業を営む権利を有している等、適法に漁業を営んでいること。
- ③ 申請の対象となる北海道産さけが、漁業に関する法令に基づき適法に採捕されたもの又はこれを加工したものであること。
- ④ 原則的に、申請の対象となる漁船が、「対EU輸出水産食品の取扱要領」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知。以下「対EU輸出水産食品の取扱要領」という。）に基づき登録された冷凍船又は生産漁船であること。
- ⑤ 申請の対象となる漁船及び関連業者が、EUのIUU漁業規則によって公表されたIUU漁業船舶リストその他のIUU漁業に係るリストに掲載されていないこと。
- ⑥ 申請の対象となる北海道産さけが加工されている場合には、当該加工が対EU輸出水産食品の取扱要領に基づき認定された加工施設（加工船を含む。）で行われていること。
- ⑦ 申請書の記載内容が適正であること。

(6) 漁獲証明書の申請に必要な添付書類は、次のものとする。

- ① 輸出製品のインボイス（INVOICE）の写し（提出予定のものでも可。ただし、審査終了後に訂正等があった場合は訂正したものを北海道に再提出すること。）
- ② 漁獲証明書に記載された北海道産さけの売買関係書類（売人・買人双方の名称、売買年月日及び漁船毎に数量が確認できる書類とし、漁業者から輸出者までの間の全ての売買関係書類とする。）の写し
- ③ 代理申請を行う場合には、代理申請者委任状
- ④ その他北海道の担当官が漁獲証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類（申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）

4. 北海道への漁獲証明書等の申請方法

(1) 以下の連絡先を漁獲証明書等の発給申請の提出先及び連絡窓口とする。

<連絡先>

北海道水産林務部水産経営課水産食品振興グループ

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-231-4111（代表） 内線 28-209、28-231、28-232

011-204-5466（直通）

FAX：011-232-8904

e-mail suirin.suikeil@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後17時までとする（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）。

(3) 漁獲証明書等の発給の申請は、(1)の提出先に申請書類を持参し、又は郵送することにより行うことができるものとする。

- (4) 北海道の担当官が署名し及び捺印した漁獲証明書等の郵送を希望する場合には、(1) の連絡先に問い合わせの上、必要な指示を受けるものとする。

5. 虚偽報告等があった場合の是正措置

- (1) 北海道は、漁獲証明書等の発給後に申請内容に虚偽があったこと等が判明した場合には、発給した当該漁獲証明書等を取り消すものとする。
- (2) 北海道は、漁獲証明書等の取消しを行った場合には、その旨を水産庁へ報告し、水産庁はEUに通報するものとする。また、当該取消しが悪質な虚偽報告に基づくものであるときには、関連業者名（輸出入業者、漁業者、加工業者等）についてもEUに通報する可能性があるものとする。

附則

- (1) 本要領は、「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づき登録された冷凍船又は生産漁船で平成25年1月1日以降に採捕した北海道産さけについて適用する。
- (2) 本要領に基づく漁獲証明書等の発給の申請は、平成26年9月1日から受け付けるものとする。
- (3) 本要領は、EUのIUU漁業規則の実施状況及び運用状況を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。